

令和3年度第5回大阪府環境審議会温暖化対策部会 議事概要

1. 日 時：令和4年1月21日（金）17時00分～18時45分

2. 場 所：WEB会議オンラインシステムによる開催

3. 議 題：

（1）府域における2021夏の暑さ対策の取組実績についての報告

【資料1-1～1-2】

（2）その他報告事項について

【資料2-1～2-2】

（3）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について

【資料3-1～3-3、参考資料1～2】

4. 委員からの意見要旨

（1）府域における2021夏の暑さ対策の取組実績についての報告

■事務局への委員意見要旨

【委員】

○ 資料1-2の府内市町村が実施した暑さ対策のとりまとめ結果は、他の市町村に紹介するのか。

【事務局】

○ スマートエネルギー協議会にて、他市町村にも参考にしていただけるような形で情報提供をしようと思っている。

【委員】

○ 都市緑化を活用した猛暑対策事業は、維持管理費用については手当てがされないと聞いていたが、その後進展はあるか。

【事務局】

○ 原課に働きかけてはいくが、維持管理まで補助対象に含めるというのは、財政的に負担が大きく、なかなか難しい状況であるということをご理解いただければありがたい。

【部会長】

○ コロナの第5波であった昨年度の夏でも、これだけの熱中症の方が出ているため、来年度に向けても暑さ対策についてはしっかり検討していく必要がある。何か新しい方策のアイデアがあれば教えてほしい。

【事務局】

○ マイボトルをもっていただいて、給水スポットを紹介する事業があり、このような事業と連携することで、効果的に情報発信であるとか、実際の水分補給につながっていくかと思うので、連携を考えているところ。

○ それ以外にも、できる範囲でいろいろと考えていきたいと思っているので、またご指導いただきました

い。

(2) その他報告事項について

■事務局への委員意見要旨

【部会長】

- 府の実行計画の区域政策編で掲げている 2030 年度 40%削減という目標を、国のほうが 46%と上回っているが、これについてはどう考えているか。

【事務局】

- 大阪府は、令和 3 年 3 月に 2030 年度 40%削減の目標を掲げた地球温暖化対策実行計画を策定した。国はその約 1 か月後に 46%の削減目標を表明したものである。その後、10 月に国の地球温暖化対策実行計画が閣議決定され、電気の排出係数を含めて、根拠となる数値の積み上げが示された。
- 大阪府の実行計画においては、その策定の段階で、国の計画改定により想定される追加の対策強化分を先取りして加え、さらに府独自の対策による削減見込み分を上乗せして、削減目標を設定した。
- 国の対策計画における、積み上げの根拠となる数値を、仮に大阪府の実行計画の目標算定にあてはめて用いたところ、府の削減目標は 40%後半になると試算された。このことから、府の実行計画における対策メニュー自体は国と遜色なく、府独自の追加的な対策も加わっているという認識である。これを踏まえ、今後、府の 40%という削減目標が国と同等以上のものであるということを府民・事業者等にしっかり伝えていきながら、実行計画に基づく取組を推進していきたいと考えている。

【委員】

- 資料 2 - 2 の環境配慮消費行動促進インセンティブ調査検討事業や、脱炭素化に向けた消費行動促進事業など、消費の変化を促すことは非常に重要であり、こうした幅広い層に対する取組みを継続してもらいたい。

【事務局】

- 一般の方にどういう風に認識していただくかというところは非常に重要と考えている。また、制度的に作った方がいいが、続いていけないというようなことがないように、持続的な制度作りを念頭に置き、新たにシステムを作るのではなく、既存の小売事業者のポイント制度の中に脱炭素を視点に置いた共通の枠組みを作っていくというような形で進めていきたい。
- カーボンフットプリントについても、活用する小売事業者の手間にならず、使っていただきやすいようにするという観点は非常に重要と考えている。本部会において、事業の実施状況等についても報告させていただき、御意見・御助言をいただきたい。

【委員】

- 資料 2 - 1 の 5 ページの電動車の普及に関する努力義務については、例えば大規模施設には積極的に働きかけるなど、今後についてはどのように考えているか。
- また、充電設備がどこにあるという情報は、取りまとめられたものがホームページなどで確認できるようにしているのか。

【事務局】

- まずは今回の条例改正で設けた努力義務により、様々な機会を通じて設置を促していく。今後は国の動きなども注視し対応していきたい。
- 民間事業者のウェブサイトで最新情報が掲載されており、充電設備の位置を地図表示させる機能な

どもある。

(3) 大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について

【非公開】

■選考方法

気候変動対策における緩和分野、適応分野において実施した取組みについて、貢献度、波及性、持続性、刷新性の4つの審査基準に基づいて評価し、他の事業者の模範となるものを選考する。

■選考経過

- ①令和3年度おおさか気候変動対策賞に応募があった9事業者等について、審査資料を基に、取組内容の評価点（①貢献度 ②波及性 ③持続性④刷新性の4つの観点からそれぞれAA～Dの5段階で各委員が評価）をもとに、審査を行った。
- ②委員による審査の結果、緩和分野においては、大阪府知事賞が1事業者、優秀賞に2事業者、特別賞に3事業者、適応分野においては、大阪府知事賞が1事業者、優秀賞に1事業者、特別賞に1事業者を選考した。